第５節　株式の譲渡

取締役は、会社法第136条又は同第137条の規定による譲渡の承認の請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。この場合に管財人が意見を述べるには、裁判所の許可を得なければならない。

第６節　定款の変更

更生会社は、定款に定める事項を別表12「定款変更表（更生会社）」記載のとおり変更する。ただし、定款第６条の変更は、募集株式効力発生日に効力を生ずるものとする。

第７節　役員の選任

１　役員等の選任

更生会社の従前の取締役、監査役及び会計監査人は、更生計画認可決定の時に退任する。更生計画認可決定後の更生会社の役員等は次のとおりとする。

⑴　取締役

森山　　明

⑵　監査役

柳瀬　慎一

⑶　会計監査人

監査法人ネクスティ

２　代表取締役の選定

次の者を代表取締役に選定する。

福井県越前市吾妻町３番10号

森山　　明

３　取締役、監査役及び会計監査人の任期

前記の取締役、監査役及び会計監査人の任期は、更生計画認可決定日から１年、又は、更生計画認可決定日から１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までのいずれか短い期間とする。

４　役員等の変更、補充又は増員

前記３の任期内に役員等の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人が選任又は選定する。ただし、変更又は補充により選任又は選定された役員等の任期は前任者と同一期間とし、増員により選任又は選定された役員等の任期は、他の役員の残任期間と同期間とする。

上記期間内に更生手続が終結した場合には、本章記載の変更後の定款及び会社法の規定による。

第８節　合併

１　吸収合併

更生会社とワシマイヤー及び日本ＢＢＳは、以下の内容で吸収合併を行う。

⑴　合併の当事者

①　吸収合併消滅会社

ワシ興産株式会社（東京都港区高輪二丁目15番21号）

日本ＢＢＳ株式会社（東京都港区高輪二丁目15番21号）

②　吸収合併存続会社

ワシマイヤー株式会社（福井市宝永四丁目３番１号三井生命福井ビル８階）

⑵　合併の対価

吸収合併存続会社（以下「存続会社」という。）は、合併にあたり更生会社及び日本ＢＢＳの各株主に対し、株式又は株式に代わる金銭等の交付を行わない。また、存続会社は資本金及び資本準備金の額を増加しない。

⑶　合併効力発生日

合併の効力発生日は、第３章第３節２⑴②及び同節２⑵②による弁済が終了した後、管財人が裁判所の許可を得て定めた日とする。

２　存続会社における定款の変更

存続会社は、合併の効力発生日に定款を別表13「定款（存続会社）」記載のとおり変更する。

第８章　その他の事項

会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。

別表１ないし13　省略

東京地方裁判所民事８部

平成２４年（ミ）第２０号

福井市宝永４丁目３番１号三井生命福井ビル８階

更生会社　ワシマイヤー株式会社

１　決定年月日　平成25年９月30日

２　主文　本件更生計画を認可する。

３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

４　更生計画の要旨

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　更生計画の骨子

第１節　更生会社の運営

更生会社は、同じく更生手続中のワシ興産と共に、前田工繊をスポンサーとして、同社から資金拠出を受けて、更生を図る。

ワシ興産は、世界的に広く認知された「ＢＢＳ」商標を世界各国に保有しており、かつ鍛造ホイールを製造するために必須となる前工程（鍛造工程）を担っている。ホイール事業の後工程（形成工程）は更生会社が担っており、ホイール事業の販売部門は日本ＢＢＳが担っている。更生会社は、ワシ興産及び日本ＢＢＳと共に、ホイール事業を継続する体制を早期に再建し、ホイール製造・販売業者として、我が国の経済と国民生活に一定の貢献をしたいと考えている。

具体的には、更生会社及びワシ興産について、㈠その法人格を維持したまま100％の減資と既存株式全部の無償取得を行い、㈡同時に、スポンサーたる前田工繊が募集株式の引受けを行い、㈢更生会社、ワシ興産及び日本ＢＢＳは、更生会社を合併存続会社とする合併をしてホイール製造販売を行う単一の法人となる。現在ワシ興産の子会社であるWashi Holdings GmbHは合併後の法人の子会社として存続する。なお、更生会社及びワシマイヤーが行っているビーム事業については、取扱高が僅少であることから、撤退する。

また、ホイール事業とは無関係の資産・負債・契約関係については、後記第７章第１節の定めにより新設会社分割にて設立する新設分割設立株式会社（以下「分割新会社」という。）に承継させた上、更生債権者に対して、無議決権優先株式を発行する。

第２節　更生債権等の弁済

１　基本方針

⑴　金銭による弁済

確定更生債権等の弁済は、スポンサーである前田工繊からの出資払込金（26億1500万円。なお、ワシ興産は30億1500万円である。）、第７章第３節に定める前田工繊の出資日時点において更生会社が有する手元現預金（当該出資日時点までに第７章第１節５に記載の資産等で換価等により具体化されたものを含む。以下同じ。）のうち、分割新会社が負担する共益債権等の弁済見込額を控除した余剰分、並びに、ワシ興産の認可された更生計画に基づく更生会社への弁済金を原資として、更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括して行う。

⑵　更生債権者に対する無議決権優先株式の発行と分割新会社の残余財産の分配

更生会社のホイール事業以外の資産等は分割新会社が承継し、その換価処分等による資金を原資とする弁済は、以下の方法によって行う。

分割新会社は、会社分割に際して承継した確定更生債権を出資の目的として、当該確定更生債権の更生債権者を割当先とする無議決権優先株式を発行する。分割新会社は、更生会社から承継した資産等を換価（債務の支払を含む。）した後に、解散して清算手続に入り、残余財産の分配の方法により無議決権優先株式の株主（元の更生債権者）に対して金銭を支払う。かかる無議決権優先株式の発行という手法をとることにより、仮に分割新会社へ承継された資産の価値が上振れ又は下振れをしたときに、それに応じて更生債権者への実質的な弁済額も上振れ又は下振れをすることとなる。ただし、資産の価値が上振れしたこと等を理由として、分割新会社に法人税の負担が生じた場合、それは実質的に更生債権者の負担となる。

２　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

更生担保権については、確定更生担保権額の全額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括弁済する。なお、未確定更生担保権については、分割新会社に承継した上で、第４章第２節１に記載のとおり弁済を行う。